

令和5年度
畜産経営体生産性向上対策事業(畜産 ICT 事業)
酪農緊急パワーアップ事業(楽酪 G0 事業)
参加申請書・交付申請書の作成に当たって
【リース方式で機械装置の導入を行う場合】

目次項目	頁
1 参加申請書・交付申請書の提出に当たって	1
2 畜産経営体生産性向上対策事業（ICT 化等機械装置等導入事業）	
様式	3
記入例	15
3 酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）	
様式	29
記入例	41
（参考1）リース方式の場合の留意事項（全国事業推進会議資料抜粋）	55
（参考2）これまでの事業の実施における契約リース事業者一覧	64

令和5年7月
公益社団法人 中央畜産会

1 令和5年度参加申請書・交付申請書の提出に当たって

1 本資料は、令和5年度畜産経営体生産性向上対策事業及び令和5年度酪農緊急パワーアップ事業における参加申請書及び交付申請書を正確かつ速やかに作成・提出いただけるように作成した手引書です。

2 まず、計画承認及び配分予定額の通知に当たって、前年度と同様に、参加申請書及び交付申請書の提出期限を60日（2か月後）として、通知することとしています。

なお、昨年度において、60日を超えて提出した会議は1会議でした。

今年も、期限内に提出できない正当な理由のある会議には、遅延届を提出してもらうこととしておりますが、遅延内容によっては、申請する意思を確認したいと考えております。

期限内の確実な提出にご協力よろしくお願いします。

3 また、昨年度提出いただいた参加申請書及び交付申請書に対して内容を確認し、照会を依頼しております。

その照会事例として要望調査票の内容と異っている内容として、

- ① 参加申請書の申請住所
- ② 機械装置の種類や名称
- ③ 機械装置の製造メーカー名や型式、数量
- ④ 書類提出確認表の提出年月日の記入ミス
- ⑤ 書類提出確認表の「農業分における AI・データに関する契約ガイドライン」のチェック漏れ
- ⑥ 補助対象機械装置の詳細（参加申請）の付属機器の記入漏れ
- ⑦ 見積書の有効期限切れ

等があり、照会依頼により、要望調査票や見積書等の再度の確認をお願いしていただきました。

今年度は、応援会議や県畜産協会において、書類提出の段階では、これらの項目について十分な確認をお願いし、提出に当たってはこのような照会のないような書類提出いただきますようお願いします。

4 以上のように新たな点を2点説明しましたが、本事業が単年度事業であることから、事務処理を円滑に進めたいと考えておりますので、本手引きを参考として、速やかな提出にご協力をよろしくお願いします。

2 令和5年度畜産経営体生産性向上対策事業

(ICT化等機械装置等導入事業) 様式

No.	目次項目		頁
1	参加申請書（リース方式）	別添9	4
2	「参加申請書」提出書類 確認表		5
3	参加申請書（リース方式）	別添9－別紙1	6
4	補助対象機械装置の詳細（参加申請）	別紙	8
5	交付申請書	別添14	9
6	遅延届様式例		10
7	実施計画の変更申請書	別添7	11
8	実施計画書の変更理由書	別添	13
9	補助金変更承認申請書	別添15	14

別添9（Ⅰの第2の3の（2）関係）

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

（畜産ICT応援会議）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和5年度 畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）
参加申請書（リース方式）

畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）を下記のとおり実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知）別紙10のⅠの第2の3の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

記

- 1 申請者数 名
- 2 申請の概要

N o	労働負担軽減 経営体名	機械本体価格 (税抜：円)	補助金額 (円)	備考
合計				

【添付書類】

- ・対象者から提出された別添9 - 別紙1「参加申請書」

【畜産ICT事業】 労働負担軽減経営体の「参加申請書」提出書類 確認表

提出書類が準備できたら、チェック欄にすべて必要な確認ができた時点で、
提出して下さい。

リース方式での機械装置を導入する場合

No	提出書類			チェック欄
1	令和4年度畜産経営体生産性向上対策事業 (ICT化等機械 装置等導入事業) 参加申請書 (リース方式) (別添9 一別紙1)			☐
2	添付書類 (1) 関係	別紙 補助対象機械装置の詳細 (参加申請)		☐
3	添付書類 (2) 関係	申請する補助対象機械装置の一般競争入札結果を証する書面及び見積書 (写し)、見積もり合わせの場合は3者以上の見積書 (写し) (要望調査と変わらない場合は添付不要)		☐
4	添付書類 (3) 関係	申請する補助対象機械装置のカタログ (要望調査と変わらない場合は添付不要)		☐
5	添付書類 (4) 関係	リース事業者とのリース契約書 (案) 又はリース申込書 (写し)		☐
6	要領別紙 10の1の 第1の12 の(1)のこ	申請する補助対象機械装置に対する「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)について	対象外である。	該当に チェック ☐
			対象機械である。	☐
			契約が可能である。	☐

参加申請書の提出に必要な資料がすべて準備でき、確認表のチェックが
終了しましたので、提出します。

労働負担軽減経営体名 (直筆署名をお願いします。)

(注: 労働負担軽減経営体が法人の場合は、法人印も認めています。)

番 号
年 月 日

畜産ICT応援会議代表 殿

所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和5年度 畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）
参加申請書（リース方式）

畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）を下記のとおり実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知）別紙10のIの第2の3の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

記

1 補助対象機械装置の概要

No	補助対象機械装置名		新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ※2	型式 (規格・規模)	製造メーカー名	販売業者名	数量
1								
2								
3								
No	機械本体価格 (税抜) A	消費税 B	計	補助率	補助金額 A×補助率			
1				1/2				
2				1/2				
3				1/2				
合計								

※1 新品は「1」を、中古は「2」を記載する。なお、中古の場合は残存期間が2年以上の場合が対象となる。

※2 中古の場合は法定耐用年数から経過年数を差し引いた期間を記載する。

2 対象者の概要（令和4年5月1日時点）

（1）飼養状況

飼育牛 頭

（2）飼料畑等

草地 ha 田 ha
畑 ha

3 申請機械装置の設置場所

--

4 動産総合保険

保険会社名 _____
保険の内容 _____
盗難保険の有無 _____
天災等に対する補償の範囲 _____

5 添付資料

- (1) 別紙の「補助対象機械装置の詳細（参加申請）」
- (2) 申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面
及び見積書（写し）、見積もり合わせの場合は三者以上の見積書（写し）
（要望調査と変わらない場合は添付不要）
- (3) 申請する補助対象機械装置のカタログ
（要望調査と変わらない場合は添付不要）
- (4) リース事業者とのリース契約書（案）
- (5) 既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- (6) その他必要な書類

補助対象機械装置の詳細(参加申請)

畜産ICT楽酪応援会議名:

労働負担軽減経営体名:

Nº	本体・ 付属機器 別区分 ※3	新品・ 中古の 区分 ※4	機械装置の種類 ※2 ※5	法定 耐用 年数 ※6	型式等 (規格・規模) ※7	販売業者名	数量	機械価格 (税抜) ※8
※1								
1								
	小計							
2								
	小計							
合計								

※1 Nºは、参加申請書(別添9ー別紙1)の1の「補助対象機械装置の概要」の記載機械ごとに採番して下さい。

※2 機械装置の種類について、本体は補助対象機械装置名である、「搾乳ロボット」、「ミルクングパラー」、「搾乳ユニット搬送レール自動」、「搾乳ユニット搬送レール手動」、「ミルクカー自動離脱装置」、「自動乳頭洗浄機」、「自動給餌機(濃厚・粗飼料)」、「自動給餌機(濃厚飼料)」、「は乳ロボット」、「餌寄せロボット」、「自走式配餌車」、「移動式ほ乳機」、「稲わら細断機」、「発情発見装置」、「分娩監視装置」、「行動監視装置」、「バーンスクレーパー」、「敷料散布機」のいずれかを記載して下さい。

※3 本体・付属機器別区分は、機械装置ごとに「本体」又は「付属」と記載して下さい。

※4 新品・中古の区分は、新品は「1」を、中古は「2」を記載して下さい。なお、中古の場合は残存期間が2年以上の場合が対象となる。

※5 機械装置の種類について、付属機器は、見積書を参考にして、「飼養管理システム」、「パイプラインミルカー」、「乳頭洗浄・清拭装置」、「フィードステーション」、「サイレージストッカー」、「サイレージエレベーター」、「サイレージコンベア」、「定置式ミキサー」、「吊下レール」等を記載して下さい。

※6 新品の場合は残存年数が法定耐用年数となる。中古の場合は法定耐用年数から経過年数を差し引いた期間を記載する。

※7 規格・規模は、型式等を記入。

※8 機械価格(税抜)は、小計欄にのみ記入をしてください。(機械装置ごとの価格の記入しないことにします。

別添14. (Iの第4の2の(1)関係)

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(畜産ICT応援会議)

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

令和5年度 畜産経営体生産性向上対策推進費補助金
(ICT化等機械装置等導入事業) 交付申請書

令和5年度において、令和 年 月 日付け5年度発中畜第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知)別紙10のIの第4の2の(1)の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

- (注) 1 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した当該資料ページを添付して提出すること。
- 2 前記により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「令和 年 月 日付け 第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「令和 年 月 日付け 第 号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。
- 3 申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。
- (1) 外部へ委託する場合は、委託契約書案
 - (2) その他交付決定者が必要とする書類

遅延届様式例

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(畜産ICT応援会議)

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

令和5年度 畜産経営体生産性向上対策推進費補助金
(ICT化等機械装置等導入事業) 交付申請書の提出時期の遅延について

令和5年度において、令和 年 月 日付け5年度発中畜第 号で計画承認及び配分予定額の通知のあった令和5年度畜産経営体生産性向上対策推進費補助金 (ICT化等機械装置等導入事業)に係る交付申請書については、下記によりの提出時期の遅延するに到ったので報告します。

記

1 配分予定額	
2 (計画承認時の) 交付申請書提出期限	
3 提出可能時期	
4 遅延理由	
5 今後の対応	(遅延理由の解消方法など)

別添 7 (I の第 2 の 2 の (2) 関係)

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(畜産ICT応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 5 年度 畜産経営体生産性向上対策 (ICT化等機械装置等導入事業)
実施計画書の変更申請について

持続的生産強化対策事業実施要領 (令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号・3 畜産第 1993 号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知) 別紙 10 の I の第 2 の 2 の (2) の規定に基づき、関係書類を添えて承認 (変更) 申請する。

記

事業の内容

事業名	事業内容	事業費 (円)		備考
		補助金	その他	
畜産ICT応援 会議推進事業				
機械装置導入 事業				
合 計				

取組により期待される効果 (成果目標)

成果目標 (目標値・現状値)	
検証方法	
その他事業による効果	

注：・ 成果目標は、地域の連携により労働時間の削減に向けた取組により期待される削減効果について、事業実施年度の翌年度の目標値を定量的に記載する。
・ 検証方法は、目標値の具体的な検証方法の手法を記載する。
・ その他事業による効果については、労働時間削減効果以外に期待される効果を記載する。

【添付資料】

- (1) 別添【畜産ICT応援会議推進事業】 (畜産ICT応援会議が行う事業内容)
- (2) 別添 6
- (3) 別添【実施計画書の変更理由書】
- (4) 畜産ICT応援計画

注：変更の場合は、事業内容及び添付資料について、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別添【畜産ICT応援会議推進事業】

1 事業の目的

--

2 総括票

事業名	事業内容	負担区分		備考
		国庫補助金	酪農会議	
		円	円	

注：「事業名」欄には「検討会の開催」、「先進地事例調査」、「労働時間削減に向けた労働時間の削減の実証」を記載する。

3 事業の内容

(1) 検討会の開催

開催	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

(2) 先進地等の調査

調査地域	調査時期	調査員数	目的

注：「目的」欄には、調査地域の取組と本事業での取組計画との関連性を踏まえ記載する

(3) 労働時間軽減に向けた畜産ICT応援会議の取組の実証

取組内容	実施時期・回数

【添付資料】

- (1) 畜産ICT応援会議の組織及び運営に係る規約
- (2) 畜産ICT応援会議が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していることを示す資料
- (3) 別表の細目を活用した事業費積算
- (4) 事業費の支出の根拠となる資料（旅費規程等）
- (5) その他

別添【実施計画書の変更理由書】

番 号
年 月 日

畜産ICT応援会議代表 殿

(労働負担軽減経営体)
所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和5年度 畜産経営体生産性向上対策 (ICT化等機械装置等導入事業)
実施計画の変更の理由について

令和5年度において、令和 年 月 日付け5年度発中畜第 号で計画承認があつた事業計画について、下記の理由により辞退いたします。

記

- 1 対象機械装置
 - (1) 機械装置の種類
 - (2) 型式
 - (3) 製造メーカー名

- 2 辞退の理由

--

別添15（Ⅰの第4の2の（1）関係）

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

（畜産ICT応援会議）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和5年度 畜産経営体生産性向上対策推進費補助金
（ICT化等機械装置等導入事業）変更承認申請書

令和5年 月 日付け5年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号・3畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のⅠの第4の2の（1）の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

【添付資料】

（1）別添7（実施計画書の変更申請書（添付資料も含む。））

（注）

- 1 交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧二段書）した当該資料ページを添付して提出すること。
なお、添付資料については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3畜産第1993号農林水産省畜産局長当連名通知）別紙10のⅠの第4の2の（1）の規定に基づき申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3畜産第1993号農林水産省畜産局長等連名通知）別紙10のⅠの第4の1の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

2 令和5年度畜産経営体生産性向上対策事業

(ICT化等機械装置等導入事業)

【リース方式の場合】記入例

No.	目次項目	頁
1	参加申請書（リース方式）別添 9	1 6
2	「参加申請書」提出書類 確認表	1 7
3	参加申請書（リース方式）別添 9－別紙 1	1 8
4	補助対象機械装置の詳細（参加申請）別紙	2 0
5	リース契約書(案)の記入に当たっての注意	2 1
6	交付申請書別添 14	2 2
7	遅延届様式例	2 3
8	実施計画の変更申請書別添 7	2 4
9	実施計画書の変更理由書別添	2 7
10	補助金変更承認申請書別添 15	2 8

※会長氏名を記入せず、このまま申請して下さい。

番 号
年 月 日

※実施計画書の記載と一致すること

公益社団法人中央畜産会 会長 殿

(畜産ICT応援会議)

令和5年度 畜産経営体生産性向上対策事業（ICT化等機械装置等導入事業）
参加申請書（リース方式）

畜産経営体生産性向上対策事業（~~いので、持続的生産強化対策事業~~安産局長通知）別紙10のⅠの第2の3
します。

実施計画の承認を受けた労働負担
軽減経営体のうち、リース方式の経
営体の数を記載

より実施した
993号畜
て承認申請

記

1 申請者数

3

2 申請の概要

税抜き価格を記入して下さい。

No	労働負担軽減経 営体名	機械本体価格（税抜：円）	補助金額（円）	備考
1	中畜 太郎	28,000,000	14,000,000	搾乳ロボット1 式、哺乳ロボッ ト1式
2	酪農 一	5,000,000	2,500,000	哺乳ロボット2 式
3	天神 三郎	5,000,000	2,500,000	搾乳ユニット搬 送レール自動搬 送1式、自動給 餌機1式
計		38,000,000	19,000,000	

「計」欄を必ず記入して下さい。

【添付書類】

・対象者から提出された別添9 - 別紙1「参加申請書」

実施計画の承認を受けた
機械装置名、数量を記入
して下さい。

別添8ー別紙1「参加申請書」は、添付書類も含めて全て添付して下さい。

畜産ICT応援会議に提出のあった月日

令和 5 年 8 月 30 日

【畜産ICT事業】 労働負担軽減経営体の「参加申請書」提出書類 確認表

応援会議に提出された
提出書類が準備ら、必ず記入して下さい。全て必要な確認ができた時点で、
提出して下さい。

リース方式での機械装置を導入する

No		No1から6までの提出書類の準備ができましたら、チェック欄に☑(チェック)を行い、提出して下さい。	チェック欄
1	令和5年度畜産経営体生産性向上対策等導入事業)参加申請書(リース方式)	(別添9 一別紙1)	☒
2	添付書類(1)関係 別紙 補助対象機械装置	No6については、対象外であるか、対象であるかチェックし、対象の場合は、契約の可能で	☒
3	添付書類(2)関係	申請する補助対象機械装置の積書(写し)、見積もり合わせの場合は3者以上の見積書(写し)(要望調査と変わらない場合は添付不要)	☒
4	添付書類(3)関係	申請する補助対象機械装置のカタログ(要望調査と変わらない場合は添付不要)	☒
5	添付書類(4)関係	リース事業者とのリース契約書(案)又はリース申込書(写し)	☒
6	要領別紙10の1の第1の12の(1)のコ	申請する補助対象機械装置に対する「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)について	該当にチェック
		対象外である。	☐
		対象機械である。	☒
		契約が可能である。	☒

参加申請書の
経営体の申請者が自ら必ず署名して下さい。すべて準備でき、確認表のチェックが
で、提出します。

労働負担軽減経営体名(直筆署名をお願いします。)

中畜 太郎

(注:労働負担軽減経営体が法人の場合は、法人印も認めています。)

別添9－別紙1（Iの第2の3の（2）関係）

所属する畜産ICT応援会議
の正式名称、代表者の役職・氏名を記載

畜産ICT応援会議代表 殿

所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和5年度 畜産経営体生産性向上対策事業（ICT化等機械装置
参加申請書（リース方式）

▼所在地の欄は、数字を含め全角で記入。

▼法人名称又は氏名の欄

一人経営の場合は経営主の氏名（税務
申告者名が望ましい）を記載、ただし屋号
は不要

一人経営の場合は法人名を記載し、あ
わせて代表者の氏名も併記

※ここに記載の内容が、交付決定
後のリース契約の契約者の住所欄
と原則、一致することになるので、注
意

※要望調査票の記載と一致すること

畜産経営体生産性向上対策事業（ICT化等機械装置等導入事業）を下記のとおり実施し
たいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年度
畜産局長通知）別紙10のIの第2の3の（2）の規定に
請します。

「法定耐用年数」は、必ず記
入して下さい。

型式・製造メーカー・販売業者
名・数量は、必ず「要望調査票」
と同様の記入をして下さい。

1 補助対象機械装置の概要

No	補助対象機械装置名	新品・中古 の区分 ※1	法定耐 用年数 ※2	型式 (規格・規 模)	製造 メー カー名	販売業 者名	数量
1	搾乳ユニット搬送レー ル自動搬送	1	7	JCA30A	刈刈機 械(株)	中部刈 刈販売 (株)	1式
2	自動給餌機	1	7	FMA16	刈刈機 械(株)	中部刈 刈販売 (株)	1式
3							
No	機械本体価 格(税抜) A	消費税	補助金額 補助率	「計」欄を必ず記入して下さい。			
1	14,000,000	1,400,000	15,400,000	1/2	7,000,000		
2	10,000,000	1,000,000	11,000,000	1/2	5,000,000		
3				1/2			
計	24,000,000	2,400,000	26,400,000		12,000,000		

※1 新品は「1」を、中古は「2」を記載する。なお、中古の場合は残存期間が2年
以上の場合が対象となる。

※2 中古の場合は法定耐用年数から経過年数を
要望調査票と同一時点とします

2 対象者の概要（令和5年5月1日時点）

(1) 飼養状況

経産牛又は飼育牛

経産牛又は飼育牛頭数は、必ず要望時の頭数を記入して下
さい。

酪農経営の場合は、経産牛頭数を、
肉用牛繁殖経営の場合は、成雌牛頭数を、
肉用牛肥育経営の場合は、肥育牛頭数を
記入して下さい。

(2) 飼料畑等

草地
畑

ha
ha

3 申請機械装置の設置場所

導入する機械装置の設置場所を記入(番地、号まで
しっかりと記入すること)
※ここに記載の内容が、交付決定後に締結するリー
ス契約の機械装置の設置場所住所欄と一致すること
になるので、注意

4 動産総合保険

保険会社名
保険の内容
盗難保険の有無
天災等に対する補償の範囲

必ず加入して下さい
※リース会社で加入する場合は「リース
会社で加入」との記載して下さい。

5 添付資料

- (1) 申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面
及び見積書(写し)、見積もり合わせの場合は三者以上の見積書(写し)
(要望調査と変わらない場合は添付不要)

- (2) 申請する補助対象機械装置のカタログ(要望調査と変わらない場合は添付不要)

- (3) リース事業者とのリース契約書(案)

リース申込書(案)でも可

- (4) 既存機械の下取りがある場合は見積書(写し)

- (5) その他必要な書類

- ①全員⇒別紙「補助対象機械装置の詳細(参加申請)」を添付すること
②要望調査票と見積内容(金額、型式等)が変更となった経営体の場合
⇒添付資料の(1)、(2)、及びその理由書を添付すること

補助対象機械装置の詳細(参加申請)

本様式の作成に当たっては、要望調査票の見積書、及び令和5年度全国事業推進会議資料の「導入する機械装置の見積取得にあたって」(50頁～71頁)の見積例の費目例を参考にして作成し、提出してください。

また、参加申請書を提出する全ての経営体が提出してください。

型式・製造メーカー・販売業者名・数量は、必ず「要望調査票」と同様の記入をして下さい。

畜産ICT応援会議名: 明神楽酪応援会議

勤負担軽減経営体名: 天神 三郎

付属機器を記入していない事例があります。本体・付属機械は必ず記入して下さい。

法定耐用年数は必ず記入して下さい。

小計欄と合計欄は必ず記入して下さい。

N. 1 ※1	本体・付属 機器別区分 ※3	新品・中古 の区分 ※4	機械装置の種類	法定耐用 年数 ※5	型式等 (規格・規 模)	販売業者名	数量	機械価格 (税抜)
1	本体	1	搾乳ユニット	7	UCA30A	中部オリオン(株)	1	
	付属機器	1	乳量計付自動	7	MMD500	中部オリオン(株)	8	
	付属機器	1	パイプライン	7	PMH51SJ	中部オリオン(株)	1	
	小計							14,000,000
2	本体	1	自動給餌機	7	FMA16	中部オリオン(株)	1	
	付属機器	1	サイレーンエレベーター	7	FC95	中部オリオン(株)	1	
	付属機器	1	定置式ミキサー	7	5150ST	中部オリオン(株)	1	
小計								10,000,000
合計								24,000,000

リース申込書(案)の記入に当たっての注意

リース契約書(案)であっても、リース利用申込書(案)であっても、記入項目は、参加申請書にある記入内容に基づき記入して下さい。

- 1 **申込日**については、申込書(案)でありますので、申込日の記入は必須ではありません。
- 2 **販売元(購入先)**については、参加申請書の1の表の「販売業者名」を記入すること。
- 3 **物件名(称)、物件金額、補助金額、メーカー、及び型式**については、参加申請書の1の表の「補助対象機械装置名」、「機械本体価格(税抜)」、「補助金額」、「製造メーカー名」、及び「型式」を記入すること。
- 4 **設置場所**については、参加申請書の3の「設置場所」を確認して、記入すること。
なお、申込者住所と同じ場合は、「申込者住所と同じ」の口をチェックし、申込者住所と異なる場合は、「口右記」の口をチェックし、設置場所を記入すること。
- 5 **補助事業名**は、「畜産ICT事業」、「楽酪GO事業(労働)」、又は「楽酪GO事業(後継牛)」のいずれかの事業名を記入すること。
- 6 **契約期間(リース期間)、契約種類**については、必ず記入すること。

[記入例]

リース・割賦等利用申込書(案)

					申込日	令和 年 月 日		
販売元		株式会社〇〇〇〇〇〇		担当者	電話番号			
申込内容	物件名	ほ乳ロボット		数量	1	☒ 台・ ☐ 式・ ☐ 個	新古区分	☒ 新品・ ☐ 中古
	金額	7,500,000	円(税別)	メーカー	フォースターテクニク		型式	TAP5-VS2-30
	設置場所	□申込者住所と同じ		〒	—		フリガナ	
		☒ 右記		東京	都道	千代田区神田3-12		
補助事業名		畜産ICT事業		契約期間	84	ヶ月	契約種類	☒ リース
				支払方法	☒ 年・ ☐ 半年・ ☐ 毎月			
申込者【法人等】	法人等名	フリガナ						
	〒	—						
	住所	都道 府県						
申込者【個人】	氏名	セイ トウケイ	メイ タロウ					
		東京	太郎					
	〒	102 - 24						
	住所	東京	都道	千代田区神田2-10-8				
		府県						

別添14（Ⅰの第4の2の（1）関係）

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会 会長 殿

（畜産ICT応援会議）

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

令和4年度 畜産経営体生産性向上対策推進費補助金

（ICT等機械装置導入事業）交付申請書

中央畜産会からの実施計画承認通知の年月
日及び文書番号を記載

令和5年度において、令和〇〇年〇月〇日付け5年度発中畜第〇〇号で計画承認があった
事業計画内容のとおり事業を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年
4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知）別紙10のⅠの第4の2の（1）の
規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する

補助金申請額を記載

遅延届様式例

提出年月日は、提出期限より
以前の月日で提出して下さい。

令和5年9月30日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(畜産ICT応援会議)
所在地

中央畜産会からの実施計画承認通知の年月日及び文書番号を記載

令和5年度 畜産経営体生産性向上対策推進費補助金
(ICT化等機械装置等導入事業) 交付申請書の提出時期の遅延について

令和5年度において、令和5年8月3日付け5年度発中畜第123号で計画承認及び配分予定額の通知のあった令和5年度畜産経営体生産性向上対策推進費補助金（ICT化等機械装置等導入事業）に係る交付申請書については、下記によりの提出時期の遅延するに到ったので報告します。

記

1	配分予定額	24,000,000円
2	(計画承認時の) 交付申請書提出期限	令和5年10月3日
3	提出可能時期 注1	令和5年11月3日
4	遅延理由 注2	労働負担軽減経営体（(株)〇〇〇〇）のリース事業者の選定が遅れていることから
5	今後の対応 注3	(遅延理由の解消方法など) 早急に新たなリース事業者を選定し、交付申請書を提出する予定

注1 提出可能時期は、最終提出期限となること。（なお、配分予定額の割当時の提出期限が60日間であること、及び単年度事業であることから、遅延届の提出可能時期は30日間が限度と考えられる。）

2 遅延理由は、経営体名などなるべく具体的に記入すること。

3 今後の対応は、具体的に記入すること。

「畜産ICT応援会議推進事業」の計画がなく、実施計画の変更(中止(廃止))が必要な

別添7 (Iの第2の2の(2) 関係)

中畜会議発第〇号
令和5年8月31日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

この事例の場合、
1個の経営体の
中止なので「変
更申請」となりま
すが、2戸とも中
止の場合は「中

(畜産ICT応援会議)

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

東京都千代田区外神田2-16-2

中央畜産楽酪応援会議

会長 管理 三郎

経営体生産性向上対策事業 (ICT化等機械装置等導入事業)
実施計画書の変更(中止(廃止))申請について

業実施要領(令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知)別紙10
の規定に基づき、関係書類を添えて承認(変更)申請します。

記

事業の内容

変更申請の場
合は、事業内容
及び添付資料
について、変更
部分を二段書き
とし、変更前を
括弧書きで上段
に記載して下さい。

事業内容	事業費(円)		備考
	補助金	その他	
記入例) 勤負担軽減経営体が楽酪応 計画に基づき機械装置を導 入にあたり、当該機械装 の取得に必要な費用の一部 助成する。	(4,600,000) 2,600,000	(5,520,000) 3,120,000	助成対象の労働負 担軽減経営体数: 1(2)戸
効果(成果目標)	現状値 中畜太郎 5,996時間 農林次郎 (5,905時間) 0時間 会議計 (11,901時間) 5,996時間 目標値 中畜太郎 4,469時間 農林次郎 (5,794時間) 0時間 会議計 (10,263時間) 4,469時間 削減率 (5,996時間-4,469時間)/5,996時間×100 = 25% (13%)		
成果目標(目標値・現状値)			
検証方法	機械導入前後で作業日誌等により労働時間を計測・記録して検証する。		
その他事業による効果	① 優良血統牛の受精卵移植事業に取組み、優良な血統の自家後継牛の安定的確保を行う。 ② 労働負担軽減経営体でICTクラウドシステムの活動に向けた検討を行う。		

計画変更を行う場合は、必ず削減率を確認して下さい。10%以上削減率のない場合は、事業採択できません。

畜産ICT応援会議の名称	〇×畜産ICT応援会議
(都道府県名)	(那賀都県)

○畜産ICT応援会議推進事業への参加の有無

畜産ICT応援会議推進事業への参加の有無	有	:	無	:	○
畜産ICT応援会議推進事業の取組内容	会議の開催 事業計画の策定 労働時間削減用機械装置の選定 事業成果の検討 先進地事例調査 労働時間削減に取り組む酪農家への指導 その他				

※該当する項目の欄に○をする。

変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載して下さい。

○対象者の機械装置の要望取りまとめ

[illegible]

令和5年度
畜産経営体生産性向上対策事業のうちICT化等機械装置等導入事業
及び酪農緊急パワーアップ事業(酪農労働省力化対策事業)に係る
畜産ICT化応援計画／楽酪応援計画

1 畜産ICT／楽酪応援会議の概要

都道府県	地域	応援会議の名称	応援計画作成年月日
〇〇県	〇〇郡中部	明神楽酪応援会議	令和5年5月10日

2 構成員の概要

構成員	応援計画の達成に向けた役割
明神普及センター	計画の進行管理、技術指導・助言、改善効果の実証
JAO〇郡中部	労働負担軽減経営体との連絡調整
農業共済〇〇郡中部天神支所	技術指導・助言、機械装置の選定方法等の策定、改善効果の実証
〇〇町役場	楽酪応援会議事務局、連絡調整
JAO〇郡中部明神酪農部会員	会員のうち3戸:労働負担軽減経営体としての労働軽減のための機械装置導入、ゆとりを活用した災害時の協力協定への積極参加 会員全戸:労働負担軽減経営体の活動と連携した日常作業時間のチェック・見直し運動の実施ゆとりを活用した地域酪農発展の取組の実施

3 労働条件の改善のための取り組みの概要

現状と課題	改善のための取組の概要
専任農家	応援計画は、当初の計画の辞退した経営体が確認できる見え消しとし、合計欄の「年間労働時間」及び「年間削減労働時間」の部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載して下さい。

4 定

経営体名	経営概要 ※1			機械装置 の種類 ※2	機械装置 の内容 ※3	年間削減 労働時間 ※4	備考 ※5
	経産 牛 頭数	労働 力	年間労働 時間				
(株)〇△ 牧場	70	2	6,240	搾乳関係機械装置、飼料給与関係機械装置	搾乳ロボット、哺乳ロボット	2,640	畜産 ICT
中畜 太 郎	60	3	5,348	飼料給与関係機械装置	自動給餌機(濃厚飼料)、哺乳ロボット	1,645	楽酪 GO
天神三 郎	60	3	5,348	搾乳関係機械装置、家畜飼養管理機械装置	搾乳ユニット自動搬送レーン(自動方式)、分娩監視装置	774	畜産 ICT
合 計			(16,946) 11,588			(5,056) 4,285	

5 労働条件の改善により生じるゆとりを活用した地域の畜産の発展に資する取り組みの内容

取組方針	取組の具体的内容
(例1)ICTの活用	労働負担軽減経営体みんなでICTプラットフォームの接観・活用に向けた検討を行う
(例2)乳用後継牛の確保に向けた取組	1 性別別精液・受精卵の積極的な活用による乳用後継牛の効率的な確保に取り組む 2 乳用後継牛の能力を適切に把握し、乳用後継牛の確保と肉用牛生産による生産性向上、経営の安定化を推進する
(例3)災害時の協力協定に向けた取組	災害発生時に地域の酪農生産の維持のための協定として、①非常時の電力や水、飼料等の相互利用体制、②牛等の一時避難場所の確保とルート及び搬送方法等の設定、③衛生対策、④人員の相互協力体制等を整備する。

別添【実施計画書の変更理由書】

令和5年8月15日

千代田区畜産 I C T 応援会議
代表 労働 太郎 殿

(労働負担軽減経営体)
所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和 5 年度 畜産経営体生産性向上対策 (ICT化等機械装置等導入事業)
実施計画の中止の理由について

令和 5 年度において、令和 5 年 8 月 1 日付け 5 年度発中畜第 1 2 3 号で計画承認があった事業計画について、下記の理由により辞退いたします。

記

- 1 対象機械装置
 - (1) 機械装置の種類 搾乳ロボット
 - (2) 型式 ○○○A
 - (3) 製造メーカー名 中央畜産会機械部会

2 辞退の理由

例えば、理由としては、
①機械を設置する施設整備を計画していたが、年度内で整備することが困難となった。
②後継者が病気によって倒れ、家族経営が困難となり、機械導入計画の再度検討が必要となった。
など

「交付決定」の通知を受けた後で、経営体の実施計画の変更(中止(廃止))が必要となり、応援会議としての交付決定の変更(中止(廃止))が必要な場合

別添15 (Iの第4の2の(1) 関係)

中畜会議発第〇号
令和5年8月31日

添付資料が計画変更申請の場合、「変更承認申請」となりますが、添付資料が中止(廃止)申請の場合は「中止(廃止)承認申請」とな

長 殿

(畜産ICT応援会議)
東京都千代田区外神田2-16-2
中央畜産楽酪応援会議
会長 管理 三郎

畜産経営体生産性向上対策推進費補助金
導入事業) 変更 (又は中止 (廃止)) 承認申請書

令和5年9月1日付け5年度発中畜第4567号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号・3畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知)別紙10のIの第4の2の(1)の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

例えば、理由としては、
①機械を設置する施設整備を計画していたが、年度内で整備することが困難となった。
②後継者が病気によって倒れ、家族経営が困難となり、機械導入計画の再度検討が必要となった。
など、経営体からの理由書により記載して下さい。

【添付資料】

(1) 別添7 (実施計画書の変更申請書(添付資料も含む。))

添付資料の添付がないと提出理由・内容が確認できません。添付資料は、必ず、添付して下さい。

3 令和5年度酪農緊急パワーアップ事業

(酪農労働省力化対策事業) 様式

No.	目次項目	別記様式	頁
1	参加申請書（リース方式）	第4号	30
2	「参加申請書」提出書類 確認表		31
3	参加申請書（リース方式）	第4号一別紙1	32
4	補助対象機械装置の詳細（参加申請）	別紙	34
5	交付申請書	第5号	35
6	遅延届様式例		36
7	実施計画の変更申請書	第2号	37
8	実施計画書の変更理由書	別添	39
9	補助金変更承認申請書	別添15	40

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 5 年度酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）
参加申請書（リース方式）

酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）を下記のとおり実施したいので、酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）実施要領第 7 の 3 の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

記

1 申請者数 名

2 申請の概要

No	労働負担軽減 経営体名	機械本体価格 (税抜：円)	施設整備費用 (税抜：円)	補助金額 (円)	備考
計		0	0	0	

【添付書類】

- ・対象者から提出された別記様式第 4 号一別紙 1 「参加申請書」

【楽酪GO事業】 労働負担軽減経営体の「参加申請書」提出書類 確認表

提出書類が準備できたら、チェック欄にすべて必要な確認ができた時点で、提出して下さい。

リース方式での機械装置を導入する場合

No	提出書類			チェック欄	
1	令和5年度酪農緊急パワーアップ事業(酪農労働省力化(別記様式第4号一別紙1)参加申請書(リース方式)			☐	
2	添付書類(1)関係	別紙 補助対象機械装置の詳細(参加申請)		☐	
3	添付書類(2)関係	申請する補助対象機械装置の一般競争入札結果を証する書面及び見積書(写し)、見積もり合わせの場合は3者以上の見積書(写し)(要望調査と変わらない場合は添付不要)		☐	
4	添付書類(3)関係	申請する補助対象機械装置のカタログ(要望調査と変わらない場合は添付不要)		☐	
5	添付書類(4)関係	リース事業者とのリース契約書(案)又はリース申込書(写し)		☐	
6	添付書類(5)関係	施設整備を行うものについては、実施設計書又は個々の内容を記した仕様書、見積書等(要望調査票に添付したものから変更がない場合は省略することができる。)		☐	
7	添付書類(6)関係	施設整備を購入方式で行う場合は、金融機関が発行する預金残高証明書又は融資証明書等(機械と一体的なリース契約の場合、及び要望調査票に添付している場合は添付不要)		☐	
8	要領第7の4の(1)のコ	申請する補助対象機械装置に対する「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)について	対象外である。	該当にチェック	☐
			対象機械である。		☐
			契約が可能である。		☐

参加申請書の提出に必要な資料がすべて準備でき、確認表のチェックが終了しましたので、提出します。

労働負担軽減経営体名(直筆署名をお願いします。)

(注:労働負担軽減経営体が法人の場合は、法人印も認めています。)

所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）を下記のとおり実施したいので、酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）実施要領第7の3の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

1 補助対象機械装置の概要

1 補助対象機械装置の概要

N o	補助対象 機械装置名		新品・ 中古の 区分 ※1	法定 耐用 年数 ※2	型式 (規格・ 規模)	製造 メーカー 名	販売 業者名	数量
1								
2								
3								
N o	機械本 体価格 (税抜) A	消費税 B	計	補助率	補助金額 A×補助 率			
1			0	1/2	0			
2			0	1/2	0			
3			0	1/2	0			
計								

※2 中古の場合は法定耐用年数から経過年数を差し引いた期間を記載する。

頭

(2) 飼料畑等

草地

ha

田

ha

畑

ha

3 申請機械装置の設置場所

--

4 動産総合保険

保険会社名

保険の内容

盗難保険の有無

天災等に対する補償の範囲

5 添付資料

(1) 別紙の「補助対象機械装置の詳細（参加申請）」

(2) 申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面
及び見積書（写し）、見積もり合わせの場合は三者以上の見積書（写し）

（要望調査と変わらない場合は添付不要）

(3) 申請する補助対象機械装置のカタログ（要望調査と変わらない場合は添付不要）

(4) リース事業者とのリース契約書（案）

(5) 既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）

(6) その他必要な書類

補助対象機械装置の詳細(参加申請)

楽酪応援会議名:

労働負担軽減経営体名:

No ※1	本体・ 付属機器 別区分 ※3	新品・ 中古の 区分 ※4	機械装置の種類 ※2 ※5	法定 耐用 年数 ※6	型式等 (規格・規模) ※7	販売業者名	数量	機械価格 (税抜)
1								
	小計							
2								
	小計							
合計								

- ※1 Noは、参加申請書(別記様式第4号—別紙1)の1の「補助対象機械装置の概要」の記載機械ごとに採番して下さい。
- 2 機械装置の種類について、本体は補助対象機械装置名である、「搾乳ロボット」、「ミルキングパパー」、「搾乳ユニット搬送レール自動」、「搾乳ユニット搬送レール手動」、ミルカー自動離脱装置、「自動給餌機(濃厚飼料)」、「自動給餌機(濃厚・粗飼料)」、「ほ乳ロボット」、「自走式配餌車」、「バーンスクレーパー」、「敷料散布機」のいずれかを記載して下さい。
- 3 本体・付属機器別区分は、機械装置ごとに「本体」又は「付属」と記載して下さい。
- 4 新品は「1」を、中古は「2」を記載する。なお、中古の場合は残存期間が2年以上の場合が対象となる。
- 5 機械装置の種類について、付属機器は、「飼養管理システム」、「パイプラインミルカー」、「乳頭洗浄・清拭装置」、「ワイードスデーショ」、「サイレージストッカー」、「サイレージエレベーター」、「サイレージコンベア」、「定置式ミキサー」、「吊下レール」等を記載して下さい。
- 6 新品の場合は残存年数が法定耐用年数となる。中古の場合は法定耐用年数から経過年数を差し引いた期間を記載する。
- 7 規格・規模は、型式等を記入。
- 8 機械価格(税抜)は、小計欄にのみ記入をしてください。(機械装置ごとの価格の記入しないことにします。)

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(楽酪応援会議)

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

令和5年度酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）
交付申請書

令和5年度において、令和〇年〇月〇日付け5年度発中畜発第〇〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）実施要領第11の1の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

- (注) 1 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した当該資料ページを添付して提出すること。
- 2 前記により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。
- 3 申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。
- (1) 施設整備を行うものについて、実施設計書又は個々の内容を記した仕様書、見積書等
 - (2) その他交付決定者が必要とする書類

遅延届様式例

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和5年度酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）
交付申請書の提出時期の遅延について

令和5年度において、令和〇年〇月〇日付け5年度発中畜発第〇〇〇号で計画承認及び配分予定額の通知のあった酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）に係る交付申請書については、下記によりの提出時期の遅延するに到ったので報告します。

記

1	配分予定額	
2	(計画承認時の) 交付申請書提出期限	
3	提出可能時期	
4	遅延理由	
5	今後の対応	(遅延理由の解消方法など)

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和5年度酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）
実施計画変更申請書

酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）実施要領第7の2の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて変更申請する。

記

事業の内容

事業名	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
楽酪応援会議推進事業				
機械装置導入及び機械装置と一体的な施設整備事業				
合 計				

取組により期待される効果（成果目標）

成果目標（目標値・現状値）	
検証方法	
その他事業による効果	

- 注：・ 成果目標は、地域の連携により労働時間の削減に向けた取組により期待される削減効果について、事業実施年度の翌年度の目標値を定量的に記載する。
- ・ 検証方法は、目標値の具体的な検証方法の手法を記載する。
- ・ その他事業による効果については、労働時間削減効果以外に期待される効果を記載する。

【添付資料】

- (1) 別添【楽酪応援会議推進事業】（楽酪応援会議が行う事業内容）
- (2) 別添6
- (3) 別添【実施計画書の変更理由書】
- (4) 楽酪応援計画

注：変更の場合は、事業内容及び添付資料について、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別添【楽酪応援会議推進事業】

1 事業の目的

--

2 総括票

事業名	事業内容	負担区分		備考
		国庫補助金	楽酪応援会議	
		円	円	

注：「事業名」欄には「検討会の開催」、「先進地事例調査」、「労働時間削減に向けた労働時間の削減の実証」を記載する。

3 事業の内容

(1) 検討会の開催

開催回	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

(2) 先進地等の調査

調査地域	調査時期	調査員数	目的

注：「目的」欄には、調査地域の取組と本事業での取組計画との関連性を踏まえ記載する。

(3) 労働時間軽減に向けた楽酪応援会議の取組の実証

取組内容	実施時期・回数

【添付資料】

- (1) 楽酪応援会議の組織及び運営に係る規約
- (2) 楽酪応援会議が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していることを示す資料
- (3) 別表の細目を活用した事業費積算
- (4) 事業費の支出の根拠となる資料（旅費規程等）
- (5) その他

別添【実施計画書の変更理由書】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(労働負担軽減経営体)
所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和5年度酪農緊急パワーアップ事業(酪農労働省力化対策事業)
実施計画の変更の理由について

令和5年度において、令和 年 月 日付け5年度発中畜第 号で計画承認があった
事業計画について、下記の理由により辞退いたします。

記

- 1 対象機械装置
 - (1) 機械装置の種類
 - (2) 型式
 - (3) 製造メーカー名

- 2 辞退の理由

--

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(楽酪応援会議)

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

令和 5 年度酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）
補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け 5 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）実施要領第 11 の 2 の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

--

- (注) 1 交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧二段書）した当該資料ページを添付して提出すること。
なお、添付資料については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）実施要領第 11 の 2 の規定に基づき申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）実施要領第 11 の 2 の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

3 令和5年度酪農緊急パワーアップ事業

(酪農労働省力化対策事業)

【機械装置がリース方式の場合】記入例

No.	目次項目	別記様式	頁
1	参加申請書（リース方式）	第4号	4 2
2	「参加申請書」提出書類 確認表		4 3
3	参加申請書（リース方式）	第4号一別紙1	4 4
4	補助対象機械装置の詳細（参加申請）	別紙	4 6
5	リース契約書(案)の記入に当たっての注意		4 7
6	交付申請書	第5号	4 8
7	遅延届様式例		4 9
8	実施計画の変更申請書	第2号	5 0
9	実施計画書の変更理由書	別添	5 3
10	補助金変更承認申請書	第6号	5 4

別記様式第 4 号

※実施計画書の記載
と一致すること

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 5 年度酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）
参加申請書（リース方式）

酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）を下記のとおり実施したいので、酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）実施要領第 7 の 3 の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

- 記
- 1 申請者数 3
- 2 申請の概要

事業計画の承認を受けた労働負担
軽減経営体のうち、リース方式の
経営体の数を記載して下さい。

No	労働負担軽減 経営体名	機械本体価格 (税抜：円)	施設整備費用 (税抜：円)	補助金額 (円)	備考
1	中畜 太郎	28,000,000	5,000,000	ササ	搾乳ロボット 1 式、哺乳ロ ボット 1 式
2	酪農 一	5,000,000		2,500,000	哺乳ロボット 2 式
3	天神 三郎	5,000,000		2,500,000	搾乳ユニット 搬送レール自 動搬送 1 式、 自動給餌機 1 式
計		38,000,000	5,000,000	5,000,000	

【添付書類】

- 対象者から提出された別記様式第 4 号一別紙 1 「参加申請書」

実施計画で承認のあった
機械装置名、数量を記入
して下さい

楽酪応援会議に提出のあった月日

令和 5 年 8 月 30 日

【楽酪】 応援会議に提出され
たら、必ず記入して下さい
楽酪軽減経営体の「参加申請書」提出書類 確認表

提出書類が準備できたら、チェック欄にすべて必要な確認ができた時点で、提出して下さい。

リース方式での機械装置を導入する場合

No				チェック欄
1	令和5年度酪農緊急パワー 対策事業)参加申請書(リー		別記様式第4号 一別紙1	☒
2	添付書類 (1)関係	別紙 補助対		☒
3	添付書類 (2)関係	申請する補助対象 及び見積書(写し (写し) (要望調	No. 8 については、対象外 であるか、対象であるか チェックし、対象の場合 は、契約の可能である場 合はチェックして下さい。	☒
4	添付書類 (3)関係	申請する補助対象 (要望調査と変わ		☒
5	添付書類 (4)関係	リース事業者とのリース契約書(楽)又はリース申込書(写し)		☒
6	添付書類 (5)関係	施設整備を行うものについては、実施設計書又は個々の内容を 記した仕様書、見積書等(要望調査票に添付したものから変更が ない場合は省略することができる。)		☒
7	添付書類 (6)関係	施設整備を購入方式で行う場合は、金融機関が発行する預金残 高証明書又は融資証明書等 (機械と一体的なリース契約の場合、及び要望調査票に添付して いる場合は添付不要)		☒
8	要領第7 の4の(1) のコ	申請する補助対象機械 装置に対する「農業分 野におけるAI・データに 関する契約ガイドライ ン」(令和2年3月農林 水産省策定)について	対象外である。 対象機械である。 契約が可能である。	該当 に チ ェ ッ ク ☐ ☒ ☒

参加申請書の提出に必要な資料がすべて準備でき、確認表のチェックが
ので、提出します。

楽酪軽減経営体の申請者が自
ら必ず署名して下さい
労働負担軽減 お願い致します。) 中畜 太郎

(注:労働負担軽減経営体が法人の場合は、法人印も認めています。)

別記様式第4号一別紙1

所属する酪農応援会議の
正式名称、代表者の役職・
氏名を記載

酪農応援会議代表 殿

所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和5年度 酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働
参加申請書（リース方式）

酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）を
で、酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）実施要領第7の3の（2）
の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

▼所在地の欄は、数字を含め全角で記入。

▼法人名称又は氏名の欄

一個人経営の場合は経営主の氏名（税務
申告者名が望ましい）を記載、ただし屋号は
不要

一法人経営の場合は法人名を記載し、あ
わせて代表者の氏名も併記

※ここに記載の内容が、交付決定後
のリース契約の契約者の住所欄と原
則、一致することになるので、注意

※要望調査票の記載と一致すること

記

1 補助対象機械装置の概要

N o	補助対象機械装置名	新品・中古 の区分 ※1	法定耐 用年数 ※2	型式 (規格・規 模)	製造 メー カー名	販売業 者名	数量
1	搾乳ユニット搬送レー ル自動搬送	1	7	UCA30A	オリオン機 械(株)	中部オリ オン販売 (株)	1式
2	自動給餌機	1	7	FMA16	オリオン機 械(株)	中部オリ オン販売 (株)	1式
3							
N o	機械本体価 格(税抜) A	消費税 B	計		助率		
1	14,000,000	1,120,000	15,120,000	1/2	7,000,000		
2	10,000,000	800,000	10,800,000	1/2	5,000,000		
3				1/2			
計	24,000,000	1,920,000	25,920,000		12,000,000		

「計」欄を必ず記入して下さい。

※1 新品は「1」を、中古は「2」を記載する。なお、中古の場合は残存期間が2年
以上の場合が対象となる。

※2 中古の場合は法定耐用年数から経過年

要望調査票と同一時点とします。

2 対象者の概要（令和5年5月1日時点）

(1) 飼養状況
経産牛

頭

育成牛

頭

- (2) 飼料畑等
草地
畑

導入する機械装置の設置場所を記入
(番地、号までしっかりと記入すること)

3 申請機械装置の設置場所

※ここに記載の内容が、交付決定後にリース契約する機械装置

4 動産総合保険

保険会社名

保険の内容

盗難保険の有無

天災等に対する補償の範囲

必ず加入して下さい

5 添付資料

- (1) 申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面
及び見積書(写し)、見積もり合わせの場合は三者以上の見積書(写し)
(要望調査と変わらない場合は添付不要)

- (2) 申請する補助対象機械装置のカタログ(要望調査と変

- (3) リース事業者とのリース契約書(案)

リース申込書(案)でも可

- (4) 既存機械の下取りがある場合は見積書(写し)

- (5) その他必要な書類

①全員⇒別紙「補助対象機械装置の詳細(参加申請)」を添付すること

②要望調査票と見積内容(金額、型式等)が変更となった経営体の場合
⇒添付資料の(1)、(2)、及びその理由書を添付すること

補助対象機械装置の詳細(参加申請)

本様式の作成に当たっては、要望調査票の見積書、及び令和5年度全国事業推進会議資料の「導入する機械装置の見積取得にあたって」(50頁～71頁)の見積例の費目例を参考にして作成し、提出してください。

補助対象機械装置の詳細(参加申請)									
No. ※1	本体・ 付属機器 別区分 ※3	新品・ 中古の 区分 ※4	機械装置の種類 ※2 ※5	法定耐用 年数 ※5	型式等 (規格・ 規模)	販売業者名	数量	機械価格 (税抜)	
								本体	小計
1	本体	1	搾乳ユニット搬送レール自動搬送	7	UCA30A	中部オリオン(株)	1		
	付属機器	1	乳量計付自動離脱装置	7	MMD500	中部オリオン(株)	8		
	付属機器	1	パイプラインミルカー	7	PMH51SJ	中部オリオン(株)	1		
	小計							14,000,000	
2	本体	1	自動給餌機(濃厚・粗飼料)	7	FMA16	中部オリオン(株)	1		
	付属機器	1	サイレーンエレベーター	7	FC95	中部オリオン(株)	1		
	付属機器	1	定置式ミキサー	7	5150ST	中部オリオン(株)	1		
	小計							10,000,000	
合計									24,000,000

法定耐用年数は必ず記入して下さい。

本体・付属機械は必ず記入して下さい。

小計欄と合計欄は必ず記入して下さい。

本体・付属機械は
必ず記入して下さい。

法定耐用年数は必ず記入して下さい。

小計欄と合計欄は
必ず記入して下さい。

リース申込書(案)の記入に当たっての注意

リース契約書(案)であっても、リース利用申込書(案)であっても、記入項目は、参加申請書にある記入内容に基づき記入して下さい。

- 1 申込日については、申込書(案)でありますので、申込日の記入は必須ではありません。
- 2 販売元(購入先)については、参加申請書の1の表の「販売業者名」を記入すること。
- 3 物件名(称)、物件金額、補助金額、メーカー、及び型式については、参加申請書の1の表の「補助対象機械装置名」、「機械本体価格(税抜)」、「補助金額」、「製造メーカー名」、及び「型式」を記入すること。
- 4 設置場所については、参加申請書の3の「設置場所」を確認して、記入すること。
なお、申込者住所と同じ場合は、「申込者住所に同じ」の口をチェックし、申込者住所と異なる場合は、「口右記」の口をチェックし、設置場所を記入すること。
- 5 補助事業名は、「畜産ICT事業」、「楽酪GO事業(労働)」、又は「楽酪GO事業(後継牛)」のいずれかの事業名を記入すること。
- 6 契約期間(リース期間)、契約種類については、必ず記入すること。

[記入例]

リース・割賦等利用申込書(案)

					申込日	令和 年 月 日	
販売元		株式会社〇〇〇〇〇〇		担当者			
				電話番号			
申込内容	物件名	ほ乳ロボット		数量	1 ☒ 台・ ☐ 式・ ☐ 個		
	金額	7,500,000	円(税別)	メーカー	フォースターテクニク		
	設置場所	口申込者住所と同じ ☒ 右記		型式	TAP5-VS2-30		
			〒	フリガナ			
		東京 都道府県		千代田区神田3-12			
補助事業名		楽酪GO事業(労働)		契約期間	84 ヶ月	契約種類	☒ リース
				支払方法	☒ 年・ ☐ 半年・ ☐ 毎月		
申込者【法人等】	法人等名	フリガナ					
	〒	—					
	住所	都道府県					
申込者【個人】	氏名	セイ トウケイ	メイ タロウ				
		東京	太郎				
	〒	102 — 24					
	住所	東京 都道府県	千代田区神田2-10-8				

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会 会長 殿

中央畜産会からの実施計画承認通知の年
月日及び文書番号を記載

代表者の役職及び氏名

令和 5 年度 酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）
交付申請書

令和 5 年度において、令和〇〇年〇月〇日付け 5 年度発中畜第〇〇号 で計画承認があった
事業計画内容のとおり事業を実施したいので、酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化
対策事業）実施要領第11の 1 の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

補助金申請額を記載

遅延届様式例

提出年月日は、提出期限より
以前の月日で提出して下さい。

令和5年9月30日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(楽酪応援会議)

所在地

中央畜産会からの実施計画承認通知の年月日

令和5年度 酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）
交付申請書の提出時期の遅延について

令和5年度において、令和5年8月3日付け5年度発中畜第123号で計画承認及び配分予定額の通知のあった酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）に係る交付申請書については、下記によりの提出時期の遅延するに到ったので報告しま

記

1	配分予定額	24,000,000円
2	(計画承認時の) 交付申請書提出期限	令和5年10月3日
3	提出可能時期 注1	令和5年11月3日
4	遅延理由 注2	労働負担軽減経営体（（株）中畜牧場）のリース事業者の選定が遅れていることから
5	今後の対応 注3	(遅延理由の解消方法など) 早急に新たなリース事業者を選定し、交付申請書を提出する予定

注1 提出可能時期は、最終提出期限となること。（なお、配分予定額の割当時の提出期限が60日間であること、及び単年度事業であることから、遅延届の提出可能時期は30日間が限度と考えられる。）

2 遅延理由は、経営体名などなるべく具体的に記入すること。

3 今後の対応は、具体的に記入すること。

「楽酪応援会議推進事業」の計画がなく、実施計画の変更(中止(廃止))が必要な場合

別記様式第2号

中畜会議発第〇号
令和5年8月31日

この事例の場合、
1個の経営体の
中止なので「変
更申請」となりま
すが、2戸とも中
止の場合は「中
止(廃止)申請」
となります。

産会会長 殿
(楽酪応援会議)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

東京都千代田区外神田2-16-2
中央畜産楽酪応援会議
会長 管理 三郎

農緊急パワーアップ事業(酪農労働省力化対策事業)
実施計画書の変更(中止(廃止))申請について

アップ事業(酪農労働省力化対策事業)実施要領第7の2の(2)の規定
添えて変更申請します。

記

事業の内容

変更申請の場
合は、事業内容
及び添付資料
について、変更
部分を二段書き
とし、変更前を
括弧書きで上段
に記載して下さい。

事業費	事業費（円）		備考
	補助金	その他	
(10,120,000) 5,720,000	(4,600,000) 2,600,000	(5,520,000) 3,120,000	助成対象の労働負担軽減経営体数：1（2）戸
5 効果（成果目標）			
成果目標（目標値・現状値）	現状値 中畜太郎 5,996時間 農林次郎 (5,905時間) 0時間 会議計 (11,901時間) 5,996時間		
	目標値 中畜太郎 4,469時間 農林次郎 (5,794時間) 0時間 会議計 (10,263時間) 1,469時間 (13%)		
	削減率 (5,996時間－4,469時間) /5,996時間×100 =25%		
検証方法	機械導入前後で作業日誌等により労働時間を計測・記録して検証する。		
その他事業による効果	① 優良血統牛の受精卵移植事業に取組み、優良な血統の自家後継牛の安定的確保を行う。 ② 労働負担軽減経営体でICTクラウドシステムの活動に向けた検討を行う。		

計画変更を行う場合は、必ず削減率を確認して下さい。
10%以上削減率のない場合は、事業採択できません。

産地展会議の名称	〇×薬産地展会議
(都道府県名)	(那賀都県)

○ ○ 樂酪應援會議推進事業への参加の有無

[illegible]

※ 該当する項目の欄に○をする。

変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載して下さい。

○対象者の機械装置の要望取りまとめ

[illegible]

令和5年度
畜産経営体生産性向上対策事業のうちICT化等機械装置等導入事業
及び酪農緊急パワーアップ事業(酪農労働省力化対策事業)に係る
畜産ICT化応援計画／楽酪応援計画

1 畜産ICT／楽酪応援会議の概要

都道府県	地域	応援会議の名称	応援計画作成年月日
〇〇県	〇〇郡中部	明神楽酪応援会議	令和5年5月10日

2 構成員の概要

構成員	応援計画の達成に向けた役割
明神普及センター	計画の進行管理、技術指導・助言、改善効果の実証
JA〇〇郡中部	労働負担軽減経営体との連絡調整
農業共済〇〇郡中部天神支所	技術指導・助言、機械装置の選定方法等の策定、改善効果の実証
〇〇町役場	楽酪応援会議事務局、連絡調整
JA〇〇郡中部明神酪農部会員	会員のうち3戸:労働負担軽減経営体としての労働軽減のための機械装置導入、ゆとりを活用した災害時の協力協定への積極参加

3 労働条件の改善のための取り組みの概要

現状と課題

改善のための取組の概要

専作

4

終

応援計画は、当初の計画の辞退した経営体を確認できる見え消しとし、合計欄の「年間労働時間」及び「年間削減労働時間」の部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載して下さい。

(株)〇△牧場	70	2	6,240	搾乳関係機械装置、飼料給与関係機械装置	搾乳ロボット、哺乳ロボット	2,640	畜産ICT
中畜太郎	60	3	5,348	飼料給与関係機械装置	自動給餌機（濃厚飼料）、哺乳ロボット	1,645	楽酪GO
天神三郎	60	3	5,348	搾乳関係機械装置、家畜飼養管理機械装置	搾乳ユニット自動搬送レーン（自動方式）	774	楽酪GO
合計			(16,946) 11,588			(5,056) 4,285	

5 労働条件の改善により生じるゆとりを活用した地域の畜産の発展に資する取り組みの内容

取組方針	取組の具体的内容
(例1)ICTの活用	労働負担軽減経営体みんなでICTクラウドシステムの接続・活用に向けた検討を行っていく
(例2)乳用後継牛の確保に向けた取組	1 性判別精液・受精卵の積極的な活用による乳用後継牛の効率的な確保に取り組む 2 乳用後継牛の能力を適切に把握し、乳用後継牛の確保と肉用牛生産による生産性向上、経営の安定化を推進する
(例3)災害時の協力協定に向けた取組	災害発生時に地域の酪農生産の維持のための協定として、①非常時の電力や水、飼料等の相互利用体制、②牛等の一時避難場所の確保とルート及び搬送方法等の設定、③衛生対策、④人員の相互協力体制等を整備する。

別添【実施計画書の変更理由書】

令和5年8月15日

千代田区酪農応援会議
代表 労働 太郎 殿

(労働負担軽減経営体)
所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和5年度 酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）
実施計画の中止の理由について

令和5年度において、令和5年8月1日付け5年度発中畜第123号で計画承認があった事業計画について、下記の理由により辞退いたします。

記

1 対象機械装置

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 機械装置の種類 | 搾乳ロボット |
| (2) 型式 | 〇〇〇A |
| (3) 製造メーカー名 | 中央畜産会機械部会 |

2 辞退の理由

例えば、理由としては、
①機械を設置する施設整備を計画していたが、年度内で整備することが困難となった。
②後継者が病気によって倒れ、家族経営が困難となり、機械導入計画の再度検討が必要となった。
など

「交付決定」の通知を受けた後で、経営体の実施計画の変更(中止(廃止))が必要となり、応援会議としての交付決定の変更(中止(廃止))が必要な場合

別記様式第6号

中畜会議発第〇号
令和5年8月31日

添付資料が計画変更申請の場合、「変更承認申請」となりますが、添付資料が中止(廃止)申請の場合は「中止(廃止)承認申請」とな

長 殿

(楽酪応援会議)
東京都千代田区外神田2-16-2
中央畜産楽酪応援会議
会長 管理 三郎

年度 酪農緊急パワーアップ事業
(業) 補助金変更(又は中止(廃止))承認申請書

令和5年9月1日付け5年度発中畜第4567号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、酪農緊急パワーアップ事業(酪農労働省力化対策事業)実施要領第11の2の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

例えば、理由としては、
①機械を設置する施設整備を計画していたが、年度内で整備することが困難となった。
②後継者が病気によって倒れ、家族経営が困難となり、機械導入計画の再度検討が必要となった。
など、経営体からの理由書により記載して下さい。

【添付資料】

(1) 別添7(実施計画書の変更申請書(添付資料も含む。))

添付資料の添付がないと提出理由・内容が確認できません。添付資料は、必ず、添付して下さい。

Ⅲ 機械装置の導入等に対する留意事項について

2 リース方式の場合の留意事項

(1) 貸付期間

ア 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転する場合

補助対象機械装置の貸付期間は、1年から法定耐用年数までの範囲内（中古品の場合は法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）で、リース事業者が貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転することを前提に、法定耐用年数以内に法定耐用年数の70%以上（1年未満の端数は切り捨て）の期間で、労働負担軽減経営体とリース事業者が合意した期間とする。

なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、労働負担軽減経営体に所有権が移転された後、労働負担軽減経営体において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。

農業用設備耐用年数7年×70%＝4.9年 ⇒ 4年以上

注：（1年未満の端数は切り捨て）

イ 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を移転しない場合

補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）とする。

なお、貸付期間終了後の補助対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めるものとする。

また、再リースを行う場合にあっては、補助対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、事業実施主体がリース事業者を指導するものとする。

(2) 貸付期間終了後の補助対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、補助対象機械装置について、(1)に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額を労働負担軽減経営体との間で、あらかじめ設定していた場合において当該貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により、労働負担軽減経営体に当該機械装置の所有権を移転することができる。

(3) 途中解約の禁止

労働負担軽減経営体は、貸付期間中のリース契約を解約できないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として労働負担軽減経営体がリース事業者に支払うものとする。

なお、応援会議は、労働負担軽減経営体がリース契約を解約する場合は、事前に中央畜産会

会長に利用状況について報告（様式任意）を行い、承認を得るものとする。 この場合、要領に基づき、中央畜産会は応援会議に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることがありますので、確実に事前の報告をしてください。

(4) 貸付料の基準

ア 基本貸付料

基本貸付料は、補助対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

イ 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、当該機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力低廉な額とするよう努めるものとする。

(5) 契約書類等の提出

ア リース事業者は、リース契約書の内容に事業名、機械装置のメーカー名、型式、及び当該機械装置の取得価額と補助金額を明記するものとする。

イ 労働負担軽減経営体は、リース事業者とリース契約を締結した場合、速やかにその契約に係る書類の写しを、畜産ICT／楽酪応援会議を経由して中央畜産会に提出するものとする。

(6) その他

① 本事業では、農業協同組合等による再貸付けは実施しません。

② 事業実施計画書承認前に、農家がリース申込みを行った場合、手続き上、不適切と判断せざるを得ない場合もあるため、留意頂きますようお願いいたします。

3 購入方式の場合の留意事項

(1) 助成対象は、

- ① 地震・台風等の災害時の際、家畜の移送作業や在庫飼料の提供等の地域の互助協定に参加する経営。
- ② 酪農従事者の疾病時等の際、当該酪農経営の経営継続のため、飼養管理の補助や育成牛の受け入れ等の地域の互助協定に参加する経営

のいずれかに該当する労働負担軽減経営体に限るものとする。

特に①の災害時の互助協定については、次の「災害時の協力協定策定時における必須と考えられる事項」を確認することとなります。

平成29年4月27日の第1回全国事業推進会議の資料

(参考)

災害時の協力協定とは

- 災害時の発生時には、まずは人命救助が第一であることは当然であるものの、毎日の飼養管理が必要な家畜に対する営農継続性の確保は、農家被害の最小化という経済的な側面のみならず、動物生命への対応という社会的な側面も持ち合わせるという認識が必要。
- このため、地域における情報伝達の体制整備を始めとした、災害発生時の対応に備えた協力協定の整備は重要。

〈災害時の強力協定策定時における**必須と考えられる事項**〉

1 災害への備え

- ① 施設機械の破損か所の補改修や予備物品の確保
- ② 停電に備え、照明や搾乳のための電力確保の準備
- ③ 断水に備え、1日当たりの家畜の需要量の把握
- ④ 災害時の情報伝達先の整理
- ⑤ 施設改修、機器レンタル等の緊急連絡先の整理

2 災害発生時の対応

- ① 携帯電話等の通信手段の確保、ラジオ等からの情報入手
- ② 家畜、電気・水、搾乳機器、施設、飼料庫、作業用機器等の被害の確認
- ③ 被害の有無等に関する情報伝達先への連絡

3 営農継続のための対応

- ① 発電機の利用に関する注意事項（運転する機器に優先順位を付け、1台ずつ運転し、ショートに注意 など）
- ② 可能な場合、搾乳作業が困難な周辺農家の支援
- ③ バルククーラーの乳温管理
- ④ 断水の場合、中古バルククーラーやポリ容器等を用いた貯水タンクの準備
- ⑤ 搾乳機器、作業用機器の正常動作に関する確認
- ⑥ サイレージ等の被覆資材の損傷の確認
- ⑦ 暫くの間、集乳が困難な場合、搾乳牛の急速乾乳の実施

- ⑧ 飼養継続が困難な乳用牛の公共牧場等への預託
- ⑨ 可能な場合、搾乳作業が困難な酪農家の飼養する搾乳牛の受託

- (2) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管する。当該機械装置の導入後、その写しを速やかに応援会議に提出するものとする。

応援会議は、労働負担軽減経営体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (3) 労働負担軽減経営体は、事業により整備した補助対象機械装置について、その処分制限期間内に当初の補助目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条に基づく財産処分として、当該機械装置を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、**「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」**に準じて、畜産ICT／楽酪応援会議を経由して、中央畜産会の承認を得なければならない。

この場合において、中央畜産会は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣及び機構理事長の承認を得なければならない。

(畜産ICT事業別添6-1 (Iの第2の2関係)の「畜産経営体生産性向上対策 (ICT化等機械装置等導入事業) 要望調査票」の「補助金及び要望調査に関する確認書」の5として「補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する可能性があることを承諾します。」)。

(楽酪GO事業別記様式第1号-1の「酪農緊急パワーアップ事業 (酪農労働省力化対策事業) 要望調査票」の「補助金及び要望調査に関する確認書」の5として「補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する可能性があることを承諾します。」)。

- (4) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械装置の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、畜産ICT／楽酪応援会議を経由して中央畜産会に届け出るものとする。

中央畜産会は、届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、農林水産大臣及び機構理事長に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

- (5) 労働負担軽減経営体が購入方式による導入を希望する場合は、応援会議の確認が必要なので、事前に応援会議に相談して下さい。

ア 労働負担軽減経営体が機械装置を購入して導入する場合、次のいずれかに該当するとき
に限り、応援会議に対して必要な経費を補助となっている。

- ① 労働負担軽減経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき
- ② ①に定める場合のほか、購入方式を行うことが、応援計画の達成のために必要であると応援会議が認めるとき

(畜産ICT事業：実施要領別紙10のIの第1の8の(1)のイ)

(楽酪GO事業：実施要綱別添5の第4の6の(2))

イ 事業参加申請書について、労働負担軽減経営体が購入方式で機械装置を導入する応援会議は、次の内容について整理し、事業実施主体の確認を得るものとなっている。

- ① 機械装置の購入を希望する労働負担軽減経営体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書、融資証明書等により、支払い可能であることが確認されていること。

(畜産ICT事業：実施要領別紙10のIの第2の3の(3)のア)

(楽酪GO事業：実施要綱別添5の第6の4の(2))

- ② 機械装置の導入に対して、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」に準じて、費用対効果分析が実施され、投資効率等が確認されていること

(畜産ICT事業：実施要領別紙10のIの第2の3の(3)のイ)

畜産 ICT 事業実施要領における導入方式に係る関係条文抜粋

持続的生産強化対策事業実施要領

制定 令和4年4月1日付け3農産第3175号

3畜産第1993号

最終改正 令和5年3月31日付け4農産第4638号

4畜産第2797号

別紙10 畜産経営体生産性向上対策

第1 事業の実施方針

1 畜産経営体生産性向上対策推進事業

(1) ICT化等機械装置等導入事業

Iに定めるとおりとする。

I ICT化等機械装置等導入事業

第1 事業の内容

8 機械装置の導入

(1) 導入方式

1 (2) による機械装置の導入に対する助成は、次のいずれかの方式によるものとする。

ア リース方式

労働負担軽減経営体が機械装置を借受けにより導入する場合に、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を応援会議が助成する取組について、当該機械装置の導入に係る計画を作成した応援会議に対して必要な経費を補助する。

イ 購入方式

労働負担軽減経営体が機械装置を購入して導入する場合に当該機械装置の取得に必要な費用の一部を応援会議が助成する取組について、次のいずれかに該当するときに限り、当該機械装置の導入に係る計画を作成した応援会議に対して必要な経費を補助する。

(ア) 労働負担軽減経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき

(イ) (ア) に定める場合のほか、購入方式を行うことが、応援計画の達成のために必要であると応援会議が認めるとき

9 補助対象機械装置の範囲

(4) リース方式で導入する場合の補助対象機械装置は、リース事業者がその通常の事業においてリース物件として貸し付けているものとする。

12 機械装置の導入に係る留意事項

(2) リース方式の場合

ア 貸付期間

補助対象機械装置の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

(ア) 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転する場合

リース事業者が貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転する場合の補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数の70%以上（1年以上の場合に限ることとし、1年未満の端数は切り捨てる。）かつ法定耐用年数以下であって、労働負担軽減経営体とリース事業者が合意した期間とする。なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、労働負担軽減経営体に所有権が移転された後、労働負担軽減経営体において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。

(イ) 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を移転しない場合

補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。なお、貸付期間終了後の補助対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、補助対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、事業実施主体がリース事業者を指導するものとする。

イ 貸付期間終了後の補助対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、補助対象機械装置について、アに基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額を労働負担軽減経営体との間で、あらかじめ設定していた場合において、当該貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により、労働負担軽減経営体に当該機械装置の所有権を移転することができる。

ウ 途中解約の禁止

労働負担軽減経営体は、貸付期間中のリース契約を解約できないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として労働負担軽減経営体がリース事業者に支払うものとする。

エ 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税からなるものとする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

(ア) 基本貸付料

基本貸付料は、補助対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

(イ) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。

ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、当該機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

オ 契約書類等の提出

(ア) **リース事業者は、リース契約の内容に当該機械装置の取得価額と補助金額を明記するものとする。**

(イ) 労働負担軽減経営体は、リース事業者とリース契約を締結した場合、速やかにその契約に係る書類の写しを、応援会議を経由して事業実施主体に提出するものとする。

(3) 購入方式の場合

ア 助成対象は、以下のいずれかに該当する労働負担軽減経営体に限るものとする。

(ア) 地震・台風等の災害時の際、家畜の移送作業や在庫飼料の提供等の地域の互助協定に参加する経営

(イ) 畜産従事者の疾病時等の際、当該畜産経営の経営継続のため、飼養管理の補助や育成牛の受け入れ等の地域の互助協定に参加する経営

イ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、当該機械装置の導入を行った後、その写しを速やかに応援会議に提出するものとする。応援会議は、労働負担軽減経営体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該機械装置の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、応援会議を経由して事業実施主体に届け出るものとする。

事業実施主体は、届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、畜産局長に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

第2 事業実施計画等

3 事業参加申請書の作成・承認

(2) (1) により選定された労働負担軽減経営体は、**購入方式**にあつては別添8の別紙1、

リース方式にあつては別添9の別紙1により事業参加申請書を作成し、応援会議に提出するものとする。

応援会議は、提出のあった事業参加申請書を別添8及び別添9により取りまとめ、事業実施主体に申請するものとする。

(3) (2) の後段の申請において**購入方式**で機械装置を導入する労働負担軽減経営体の必要な

費用の一部を助成する応援会議は、次の内容について整理し、事業実施主体の確認を得るものとする。

ア 機械装置の購入を希望する労働負担軽減経営体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書、融資証明書等により、支払可能であることが確認されていること。

イ 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」（平成31年4月1日付け30生産第2038号食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）に準じて、費用対効果分析が実施され、投資効率等が十分検討された上で、当該機械装置の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれていること。

注：酪農G.O事業を要望している場合は、「令和5年度酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）実施要領」における導入方式に対する規定内容を確認の上、作成・提出して下さい。

(参考2)

畜産経営体生産性向上対策事業(ICT化等機械装置等導入)及び酪農緊急パワーアップ事業(酪農労働省力化)これまでの事業の実施における契約リース事業者

商号又は名称	〒	本社住所
ヤンマーククレジットサービス株式会社	530-0014	大阪府大阪市北区鶴野町1番9号
あおぎんリース株式会社	030-0862	青森県青森市古川1丁目16番16号 青銀古川ビル内
三井住友ファイナンス&リース株式会社	100-8287	東京都千代田区丸の内1-3-2
三重リース株式会社	515-0015	三重県松阪市宮町172番地の8
東京センチュリー株式会社	101-0022	東京都千代田区神田練堀町3番地
滋賀コープサービス株式会社	520-0801	滋賀県大津市におの浜3丁目1の9
株式会社クボタクレジット	556-0012	大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号
八十二リース株式会社	380-0936	長野県長野市大字中御所岡田218番地14
公益財団法人畜産近代化リース協会	106-0032	東京都港区六本木2-1-13 六本木MYビル
阿波銀リース株式会社	770-8053	徳島県徳島市沖浜東3丁目46番地
株式会社秋田グランドリース	010-0921	秋田県秋田市大町2丁目4番44号
JA三井リース株式会社	104-0061	東京都中央区銀座8丁目13番1号
山梨中銀リース株式会社	400-0016	山梨県甲府市武田2丁目9番4号
株式会社ホクレン商事	060-8550	北海道札幌市北区北7条西1丁目2-6
鹿児島県くみあい開発株式会社	890-0064	鹿児島県鹿児島市鴨池新町15番地
静銀リース株式会社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目1番地の2
株式会社札幌北洋リース	060-0042	北海道札幌市中央区大通西3丁目11番地 北洋ビル6階
オリックス株式会社	105-5135	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル南館
リコーリース株式会社	102-8563	東京都千代田区紀尾井町4-1
南都リース株式会社	630-8131	奈良市大森町52番地の1
肥銀リース株式会社	862-0949	熊本県熊本市中央区国府1-20-1 肥後水前寺ビル5階
ちくぎんリース株式会社	830-0032	福岡県久留米市東町37番地3
北海道リース株式会社	060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3番地 南1条道銀ビル5階
一般財団法人畜産環境整備機構	105-0001	東京都港区虎ノ門5丁目12番1号
百十四リース株式会社	760-0050	高松市亀井町5番地1 百十四ビル15階
サーラフィナンシャルサービス株式会社	441-8028	愛知県豊橋市立花町57番地
株式会社めぶきリース	310-0021	茨城県水戸市南町3丁目4番12号
トモニリース株式会社	760-0050	香川県高松市亀井町7番地1
関西みらいリース株式会社	542-0086	大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
JA三井リース九州株式会社	812-0027	福岡市博多区下川端町2番1号
中銀リース株式会社	700-0823	岡山市北区丸の内一丁目14-17
ぐんぎんリース株式会社	371-0846	群馬県前橋市元総社町171番地1
みずほ丸紅リース株式会社	102-0081	東京都千代田区四番町6 東急番町ビル10階
大分リース株式会社	870-0035	大分県大分市中央町2丁目9番22号

注:全ての登録リース事業者一覧は、公益社団法人中央畜産会ホームページの「令和5年度畜産ICT事業・楽酪GO事業情報提供」に掲載されている。

置等導入事業(畜産ICT事業))
 七対策事業(楽酪GO事業))
 -覧(平成29年度～令和4年度)

URL	担当TEL	担当FAX
http://yanmar.co.jp/ycs/	06-6376-6364	06-6375-2858
http://www.aogin-lease.jp	017-723-1665	017-723-1688
http://www.smfl.co.jp/	03-5219-6724	03-5219-6744
http://www.mielease.co.jp/	0598-50-0080	0598-50-0081
http://www.ctl.co.jp	03-5209-6859	03-5296-5224
http://www.e510.jp/shigacoop/	077-527-5010	077-527-5011
http://www.kubota-credit.co.jp/	06-6633-5864	06-6649-0123
http://www.82lease.co.jp/	026-226-8282	026-226-8243
http://japla.lin.gr.jp/top.html	03-3584-0899	03-3584-0758
http://www.awaginlease.co.jp/	088-622-2437	088-654-8845
http://www.akita-gl.co.jp	018-863-8369	018-864-6626
http://www.jamitsuilease.co.jp/	03-6775-3389	03-6775-3801
https://www.yclease.jp/	055-255-1570	055-255-1575
http://www.hokurenshoji.co.jp	011-756-7099	011-756-1744
http://kumiaikaihatsu.jp	099-258-5671	099-258-7835
http://www.shizugin-lease.com	054-255-7788	054-254-3220
http://www.shls.co.jp/	011-231-7051	011-222-1067
http://www.orix.co.jp	03-3435-4423	03-3435-3615
http://www.r-lease.co.jp/lease/index.html	03-6204-0623	03-6204-0526
http://www.nantolease.co.jp	0742-26-5131	0742-27-5020
http://www.higinlease.co.jp/	096-363-6611	096-363-8468
http://www.chikugin-lease.co.jp/	0942-38-1488	0942-38-3735
http://www.lilac.co.jp/do-lease/	011-281-2255	011-261-1816
http://www.leio.or.jp/	03-3459-6344	03-3459-6315
http://www.114lease.co.jp	087-834-5401	087-862-6719
http://www.sala-fs.co.jp/	0532-34-7677	0532-34-7678
http://www.joyols.jp/	029-300-8318	029-221-7097
http://www.tomony-lease.co.jp/	087-861-3613	087-837-3448
https://www.kansaimirai-l.co.jp/	06-4704-8800	06-4704-8808
http://www.ns-lease.co.jp/	092-263-1302	092-263-1337
http://www.chuginlease.co.jp/	086-232-7060	086-232-8731
http://www.gungin-leasing.co.jp/	027-253-3111	027-253-3115
https://www.mm-leasing.com/	03-3222-9479	03-3222-9351
https://www.oitalease.co.jp/	097-533-1181	097-538-0241

共ホームページ」で掲載しております。

